

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第十一条の二 条例第十五条第二項の人事委員会規則で定める職員は、第十条第一項の表第十四号に規定する休暇（次項において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。

2 条例第十五条第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。

第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

（子育て支援部分休暇の請求）

第十六条 子育て支援部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ当該休暇に係る子に関する事項及び期間を明らかにして任命権者に請求しなければならない。

2 任命権者は、前項の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（子育て支援部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出）

第十七条 子育て支援部分休暇を受けている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、書面により、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 子育て支援部分休暇に係る子が死亡した場合

二 子育て支援部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合

三 子育て支援部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

2 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第五項」の下に「（勤務時間等条例第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条第三項中「第十九条若しくは」を「第十九条、」に改め、「第十四条第五項」の下に「（勤務時間等条例第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第十九条若しくは」を「第十九条、」に改め、「第十四条第五項」の下に「（勤務時間等条例第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条第八項第六号中「部分休業をした日」を「部分休業又は勤務時間等条例第十五条の規定による子育て支援部分休暇の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日」に改め、同項第八号中「第十五条」を「第十四条」に改める。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条、第二条の二、第二条の三、第三条」を「第二条から第三条まで」に改め、「第十条」の下に「、第十三条第二項」を加える。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める職員等）

第十条 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十条第一項の表第十四号の休暇（次項において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。

2 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。